

豪雨被害該当地区の組合員の皆さま

被害に遭われた組合員の皆さま見舞い申し上げますとともに、1日も早く復旧されますよう祈念いたします。
さて、CO・OP共済《たすけあい》《あいぶらす》《ずっとあい》、CO・OP火災共済にご加入の場合、共済金のお支払いができる場合があります。下記をご覧ください、共済センターにお問い合わせください。

記

商品名	ケガ入院	ケガ手術	ケガ通院	死亡	住宅災害
《たすけあい》	◎	○	○	◎	○
《あいぶらす》	○	○	×	◎	×
《ずっとあい》終身生命	×	×	×	◎	×
《ずっとあい》終身医療	◎	◎	×	×	×

- ◎: 加入コースに関わらず、保障が付帯されているもの
○: 加入コースにより、保障の付帯有無が分かれるもの
×: 加入コースに関わらず、保障が付帯されていないもの

おケガをされた場合

ケガの入院・手術・通院・死亡が対象になります。

* ご加入の商品・コースにより上記の保障が付帯されていない場合もございます。詳しくはお手持ちの共済証書をご確認いただくか、共済センターにご連絡ください。

住宅(建物)や家財の損壊があった場合

商品名	お問い合わせ対象となる損害	ご注意いただきたい事項
《たすけあい》 (「ジュニア 20 コース」は除きます)	被共済者の居住している住宅および家財の損害額が合計 20 万円以上になった場合	門、塀、垣根、カーポートなどの付属工作物の損害も損害額に含みます
CO・OP火災共済	建物の損害額が 10 万円を超える場合	門、塀、垣根その他の付属工作物および建物に付属する物置、納屋、車庫などの付属建物への損害は含みませんが、特別共済金をお支払いできる場合があります*
CO・OP火災共済＋自然災害共済 【建物を共済目的とするご契約】	建物の損害額が 10 万円を超える場合	
CO・OP火災共済＋自然災害共済 【家財を共済目的とするご契約】	建物が損害(損害程度は問いません)を受けたことにより、家財の損害額が 10 万円を超える場合	
共通	床上浸水した場合	

※住宅契約に 20 口以上加入しており、門、塀、垣根その他の付属工作物および建物に付属する物置、納屋、車庫その他の付属建物の損害額が 10 万円を超える場合、特別共済金をお支払いできる場合があります。

* CO・OP火災共済 風水害保障なしタイプにご加入の場合、風水害等にかかわる損害の保障はありませんので、支払対象外となります。

* CO・OP共済《たすけあい》とCO・OP火災共済は認定基準に相違がありますのでご注意ください。

* 実損害額を保障するものではありません。ご契約内容によりお支払い内容は異なります。詳しくはお問い合わせください。

《たすけあい》《あいぶらす》《ずっとあい》にご加入の方	CO・OP火災共済にご加入の方
共済センター 0120-477-807 月～金(祝日営業) 9:30～18:00 音声ガイダンスが流れたら 1 を押してください ↓ 共済金のご請求について 1 を押してください	CO・OP火災共済コールセンター 0120-6031-43 共済事故(火事など被害)に遭われた場合 ご用件番号 0 を押してください CO・OP火災事故受付センター受付時間 24 時間 365 日対応 ご加入や現在のご契約内容に関するお問い合わせ ご用件番号 1 を押してください CO・OP火災共済コールセンター受付時間月～金(祝祭日営業) 9:00～18:00